

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和 8 年 6 月 5 日

住 所 〒899-6494
霧島市溝辺町麓822番地

事業者名 鹿児島空港ビルディング（株）

代表者名 代表取締役社長 古菌 宏明
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1)旅客施設及び車両等の整備に関する事項 当社が管理する鹿児島空港旅客ターミナルビルは、移動円滑化基準に適合しているが、より高い水準のバリアフリー化を目指すため、今後旅客搭乗橋(PBB)更新の際にはバリアフリー対応のPBBへ変更する。(令和2年度～) 国内線ターミナルビル内のトイレ洋便器化90%を目標(国際線100%達成済)とし、改修を行う。(令和5年度～令和16年度、毎年度1箇所改修予定)</p> <p>(2)旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 旅客支援に関しては、案内所で実施している介助サービスを引き続き継続する。</p>
--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
トイレ改修	国内線バゲージクレームトイレにおける洋便器化を行う。 国内線2階12Gトイレ改修に向けた設計業務を行う。 国内線3階北側トイレのユニバーサルデザイン改修に向けた設計業務を継続して行う。 国内線2階5Gトイレ設計及び改修を行う。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
現行設備の維持管理	当社が管理する鹿児島空港旅客ターミナルビルは、移動円滑化基準に適合しているため、今後はこの機能の維持管理に努める。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
事前の電話対応	バス乗降場からエアラインカウンターまでの補助 (お客様からお電話にて事前にご連絡いただき、サービス介助士の資格を持つスタッフにて車椅子利用者、視覚障害者等の移動補助等をおこなう)

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページでの情報提供	ホームページにて館内設備やサービスに関する情報提供を行う。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
現サービス介助士資格取得者の資質向上 自衛消防隊避難総合訓練における車いす介助者、視覚障害者への対応訓練	サービス介助士資格の取得者増加推進。(新規受講予定者未定) 年2回実施している避難総合訓練において車いす介助者、視覚障害者への対応訓練を実施。(6月、11月に実施予定)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページでの 情報提供	ホームページにて館内設備の情報提供を行う。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

館内に設置している意見箱等に寄せられたお客様からのご意見を社内で共有し、可能な限り改善を図る。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

インターネットの利用

VI その他計画に関連する事項

--

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和8年5月29日

住 所 鹿児島県霧島市溝辺町麓字白木十目1355番4
国際線ターミナルビル内
事 業 者 名 長崎税関鹿児島税関支署鹿児島空港出張所
代 表 者 名 長崎税関鹿児島税関支署鹿児島空港出張所長 平川 敏則
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

高齢者、障害者等の移動等において施設整備が不十分な箇所について、再確認を行った後、独自で改善可能と判断できる箇所は改善を行い、独自で改善できない箇所は、予算要求を計っていく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
鹿児島空港国際線CIQ区域	施設整備が不十分な箇所について整備

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
-	-

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
-	-

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
-	-

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者が直面する困難とその解消法についての伝達	障害を抱える職員の実体験や施設の現状で感じている課題点を説明することによって、障害者の移動・滞在時に直面する困難とその解消法について理解を深める。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
-	-

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

-

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
障害者が直面する困難とその解消法についての伝達	新規設定	障害者の移動・滞在時に直面する困難について、共有が重要であるため。

V 計画書の公表方法

インターネットの利用等

VI その他計画に関連する事項

-

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。